

# 談合問題分科会報告

担当幹事 大川 隆司  
(かながわ市民オンブズマン)

## はじめに

今年は2000年4月に全国に呼びかけた、ごみ焼却炉談合住民訴訟の「収穫の年」であると言える。

そこで分科会報告の中心を、この問題に対する自治体自身の取組みをも視野に入れて、ごみ焼却炉談合問題の「総括」に置く。

## 第1 住民訴訟は2件を残しすべて決着

1 公正取引委員会の審判の対象となったごみ焼却炉建設工事（94年4月～98年9月）のうち、住民訴訟の対象となった13件（工事数は17件）の現状は別紙（→資料1）のとおりである。

ほかに公取の審判対象外（00年度発注）の案件について、橿原市のオンブズマンがすすめている住民訴訟があるが、割愛した。

2 資料1のとおり、

① 東京都が94年度に発注した新江東工場に関する訴訟（09.5.12東京高裁で住民勝訴）が、受注業者タクマの上告によって、最高裁に係属中。

② 尼崎市が96年度に発注した工事に関する訴訟（07.11.30大阪高裁で住民敗訴）が、最高裁（09.4.28）によって破棄され、大阪高裁に差戻し。

——の2件を除き、すべて住民訴訟としては決着した。

3 敗訴が確定したのは、静岡県熱海市と埼玉県上尾市の2件。上尾市のケースは、個別談合に関する「具体的な証拠」が公取の審判において提出されていない事案であることにつけこんだ被告業者側の反証を裁判所（東京高裁）が信用した、というものであり、熱海市のケースは、「5社」の間の調整についての具体的証拠はあるが、指名に参加したアウトサイダー2社に対する工作の存在を裏付ける資料がないことが、市長の損害賠償請求権不行使を正当化する、というものであった。

4 以上の4件を除く10件（東京は和解派の三菱重工および日立造船と、訴訟派タクマの2件に分離）については、昨年の千葉大会までに勝訴が確定した

京都市

多摩ニュータウン環境組合

豊栄郷処理組合（現 新潟市）

の3件にひきつづき、

米子市

神戸市

福岡市  
横浜市  
南河内施設組合

の5件が最高裁で勝訴確定、東京都（墨田、港、中央の三工場分）が東京高裁で和解した。

いわき市については、一審被告の三菱重工業が09.6.16仙台高裁に対する控訴を取下げたことにより、福島地裁の住民勝訴判決（08.1.28）が確定した。

- 5 この結果、10地方自治体が談合業者から回収した賠償金は、約260億円に達した（遅延損害金含む）。

しかし、地方自治法の規定（242条の2、第12項）に基づいて受益自治体が支払うべき住民側弁護士の報酬は、豊栄郷処理組合（＝新潟市）を除いて、まだ解決していない（東京の三工場の件は、和解条項に基づき、業者側が負担）。

## 第2 自治体自身も住民に追隨して訴訟を提起

- 1 公正取引委員会は06.6.27、5社に対し94.4～98.10の期間につき独禁法違反行為があった、とする審判審決を行った。5社はこれに対し直ちに審決取消訴訟を提起した（東京高裁が08.9.26判決により5社の請求を棄却したのに対して、5社は更に上告して現在に至っている）。

- 2 上述のとおり、公取の審判審決は確定に至っていないが、現在までに16の自治体が、17工事について民法709条にもとづく損害賠償請求を提起している（→資料2「自治体自身が提起した損害賠償請求訴訟一覧」）。

- 3 多くの自治体が「安心して」（？）提訴に踏み切ったバックグラウンドとして、私たちの住民訴訟の存在があったと言えよう。

ちなみに自治体の一番バッター湖北広域行政事務センターが提訴（06.11.16）するよりも前に、住民訴訟では高裁レベルで2つ（京都市事件の大阪高裁06.9.14判決、多摩NT事件の東京高裁06.10.19判決）、地裁レベルで6つの勝訴判決を得ていた。

これらの、自治体提訴事件について、業者が上告を断念したり（資料2のNo.1事件）、和解が成立（同No.7事件）しているのを見ると、一連の住民訴訟において最高裁の判断がこの4月迄にはっきり確立したことが、業者に対して「引導」を渡したと見ることができる。

- 4 しかし、公取が談合ありと判定した前記期間中の工事が60件あるのに対し、住民訴訟（17件）と自治体自身の訴訟（17件）のいずれにも取りあげられていない工事が26件もあることになる。

「立ち上がらない理由」について、これまでよく聞かされた弁解は、「公取の審決が確定するのを待って独禁法25条にもとづく訴訟を提起することができるから、それ迄先送りしても許される」というものであった。このような考え方を支持した大阪高裁判決（07.11.30）を破棄し、「先送り」は許されないことを明示したのが、尼崎市事件に関する、前記

最高裁判決（09.4.28）であった。

そして、この最高裁判決は、民法709条にもとづく損害賠償請求権の時効（3年間）の起算点を公取の審判審決（06.6.27）の時点とし、「審決が確定していないことは、消滅時効の進行を妨げるものではない」とも指摘している。

つまり、09年の6月27日をもって、民法709条訴訟の「受付」は、いわば締め切れ、今後は独禁法訴訟しか残されていない。

### 第3 独禁法25条訴訟のリスク

1 住民訴訟も自治体自身による訴訟も提起されていない案件26件については、審決取消請求を棄却した東京高裁判決（08.9.26）が最高裁に支持（上告棄却）され、審決が確定すれば、被害自治体は独禁法25条に基づく損害賠償請求ができることになっている（この請求は、審決確定後3年で消滅時効にかかる）。

2 しかし、定型的な商品についての価格カルテルとちがって、建設工事の入札をめぐる談合は、①談合ルールを取り決める基本談合と、②その談合ルールを個々の入札に際して実行する個別談合の2段階から通常構成されていて、①が認定されるだけで独禁法違反（「不当な取引制限」）は成立する。

従って、「独禁法違反事実あり」との審判が確定した、ということから違反期間中のすべての工事について個別談合が行われたという結論が論理的に導かれるとは言えない。

この点について08.9.26東京高裁判決は、  
「本件審決は、基本合意の下に受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていたことを違反行為と捉え、個別の受注調整行為は、…（その違反行為を）推認することができる間接事実として認定していることが明らかである」  
「違反した具体的な工事を特定することができないものがあるとしても、少なくとも、本件対象期間中に受注されたストーカ炉の半数以上について受注予定者が決定されていたと推認することができる」

という論理で公取の06.6.27審決を支持したものであった。

3 住民訴訟および自治体自身が提起した訴訟の対象工事の中には、個別談合についての「具体的根拠」が審判資料中に存在するもの（資料1、2の各表のアミカケのあるケース）とこれが存在しないものの二種類がある。

民法709条訴訟の場合は、「具体的証拠」がなくても状況証拠から事実を推認することが許されたが、独禁法25条訴訟の場合にも同様に考えてよいのか、疑問は残る。しかし、自治体の損害を回復するために残された唯一のチャンネルとして、住民としてもバックアップする必要がある。

ちなみに、未提訴の26件のうち、個別談合に関する具体的証拠が審判記録中にあるものは、下記Aの6件だけで、Bの20件（発注年度が比較的古いものが多い）は、これを欠いている。

A（6件）96年度発注＝茨城県・龍ヶ崎地区塵芥処理組合、広島県・三原市、

熊本県・宇城広域連合（旧 宇城八ヵ町村清掃施設組合）

97年度発注＝長崎県・佐世保市

98年度発注＝千葉県・八千代市、広島県・東広島市（旧 賀茂広域行政組合）

#### B（20件）

94年度発注（7件）＝茨城県・阿見町、同県・下妻地方広域事務組合、  
東京都・多摩川衛生組合、山梨県・中巨摩地区広域事務組合、  
京都府・亀岡市、広島県・双三清掃施設組合、愛媛県・八幡浜市

95年度発注（10件）＝群馬県・安中市（旧 安中松井田衛生施設組合）、  
埼玉県・加須市騎西町衛生施設組合、千葉県・東金市外三町  
清掃組合、神奈川県・湯河原町真鶴町衛生組合、  
新潟県・長岡市（旧 長岡地区衛生処理組合）、  
長野県・諏訪南行政事務組合（旧 茅野市）、同県・松本市、  
石川県・白山石川広域事務組合（旧 松任石川広域事務組合）、  
山口県・山口市（旧 山口県中部環境施設組合）、  
沖縄県・糸満市豊見城村清掃施設組合

96年度発注＝（2件）千葉県・印西地区環境整備事業組合、兵庫県・小野加  
東環境施設組合（旧 小野市杜町東条町環境施設事務組合）

97年度発注＝（1件）茨城県・日立市

#### 第4 ごみ焼却炉談合は果たしてなくなったのか？

1 環境省は、最近（01～07年度）発注された61件のゴミ焼却炉（このごろは「熱回収施設」と呼ぶようだ）について、入札状況等を一覧表にしてHP公開している。

資料3は、このデータベースに基づき、落札率のランキングを試みたものである。

61件のうち、落札率が判明している工事は51件であるが、落札率は100%から48.9%までバラついている。

その分布状況を見ると、90%以上が25件あるのに対して、59.0%～80.0%のゾーンにも17件ある。後者が競争状態を反映した落札率であるとするれば、前者のような高落札率は談合抜きには説明がつかないであろう。

2 また、同じデータベースに基づき単位焼却能力（1日につき1トン）に対応する施設建設費（契約金額）のランキングを示したのが資料4である。

これによると建設費の最も高いものは、単位焼却能力あたり99,631,000円、最も低いものは14,350,000円と、実に7倍の格差がある。

大型（処理能力400トン/日以上）のもの14件に限って比較しても、

最高の名古屋市（鳴海工場）の68,710,000円/t・d

最低の大阪市（東淀工場）の14,350,000円/t・d

の間には5倍近い格差がある。

これは企画設計段階において原価意識を発揮していない発注者が多いということを示すものである。

談合の存否以前の発注のムダが重大な問題として、私たちの前に姿を見せていると言える。

## 第5 入札制度「改革」の現状

1 昨年の大会報告（75～76頁）に記したとおり、一般競争入札の普及それ自体に反対できない建設業界の側は、自民党を動かして、公共工事品質確保法を制定させ、「総合評価」を前提とする（価格競争のウェイトを低下させる）発注方式を導入させた。

その問題点、すなわち評価要素の不透明性や価格競争の結果の不合理な逆転現象についても、昨年の報告で触れておいた。

2 しかし、部分的に見られる「逆転現象」にもかかわらず、総合評価方式を導入することによる落札率の顕著な引き上げは見られない。その上、発注側、受注側双方の事務の煩雑さもあって、総合評価方式の評価はあまり芳しくないと言える。

そこで業界の要望を受けて台頭しつつある、入札制度「改革」の目玉が、最低制限価格（ないし調査基準価格）の引き上げである。

**資料5**（日経コンストラクション誌 09.5.22号より引用）にあるとおり、都道府県および政令市は、最低制限価格、調査基準価格とも、予定価格の3分の2から85%の範囲内で工事ごとに設定することになっている（国の場合は調査基準価格のみで最低制限価格制度はない）。

これを上限一杯に設定し、かつその上限を現行の85%から90%まで引き上げる、というのが国交省の推進している政策である。

3 「政権交代」に伴って、国レベルではどんな政策が展開するのかが不透明であるが、地方では、たとえば北海道のように「建設不況に対する救済策」と称して、「最低制限価格を90%程度に設定する」という方針を推進している。

これは納税者の利益を損なうのみならず、建設産業対策としても（予算枠を所与の前提とすれば）受注企業数を減らし、かつ真つ当な企業努力を受注に反映させることを妨げる愚策である。そのことを、私は北海道新聞における業界代表（＝天下り官僚）との紙上討論（→**資料6**）で指摘しておいた。

1. すでに確定した事件

09.7.31

(1) 判決

発注自治体	原判決			顛末	
		内容	勝敗		
京都市	大阪高9民 06. 9. 14	8%(約18億円)	○	勝訴確定(三小) 07. 4. 24 ○	*
多摩ニュータウン 環境組合	東京高21民 06. 10. 19	5%(約12億円)	○	勝訴確定(三小) 07. 4. 24 ○	*
豊栄郷処理組合 (現・新潟市)	東京高12民 07. 8. 29	5% - α (約4892万円)	○	勝訴確定(三小) 07. 12. 25 ○	◇
米子市	広島高米子支 07. 10. 17	8% (約11.4億円)	○	勝訴確定(一小) 09. 1. 22 ○	*
熱海市	東京高9民 07. 11. 28	「談合を認定する証拠なし」として請求棄却	×	敗訴確定(二小) 09. 4. 10 ×	
神戸市	大阪高5民 07. 10. 30	6% (約16.4億円)	○	勝訴確定(一小) 09. 4. 23 ○	*
福岡市	福岡高4民 07. 11. 30	7% (約20.9億円)	○	勝訴確定(一小) 09. 4. 23 ○	?
横浜市(旭工場)	東京高4民 08. 3. 18	5%(約30億円)	○	勝訴確定(一小) 09. 4. 23 ○	*
横浜市(金沢工場)					
南河内施設組合	大阪高9民 08. 7. 17	5.77% (約7億円)	○	勝訴確定(一小) 09. 4. 23 ○	?
上尾市	東京高17民 07. 4. 11	「談合の成立を認定するには疑問が残る」として請求棄却	×	敗訴確定(第1小法廷) 09. 5. 28 ×	
いわき市	福島地 08. 1. 28	5%(約11.3億円)	○	仙台高裁係属後、 一審被告三菱重工業が 09. 6. 16控訴を取下	?

(2) 和解

東京都(墨田工場)	東京地裁 07. 3. 20	5%(約53億円)	○	東京高16民で和解成立 09. 4. 3	◇
東京都(港工場)					
東京都(中央工場)					

\* は、弁護士費用につき住民側と自治体側が係争中  
◇ は、弁護士費用につき合意、支払済 / ? は、交渉中

2. 係属中の事件

(1) 最高裁

発注自治体	原判決			顛末
		内容	勝敗	
東京都(新江東工場)	東京高16民 09. 5. 12	5%(約44億円)	○	タクマ上告中

(2) 高裁(最高裁から差戻し)

尼崎市	大阪高5民 07. 11. 30	「公取の審決確定まで損害賠償請求をしないことに合理性あり」として請求棄却	×	住民の上告につき、原判決破棄の判決09. 4. 28 ○(第3小法廷) →大阪高裁に差戻し
-----	---------------------	--------------------------------------	---	--

## 自治体自身が提起した損害賠償請求訴訟一覧

09. 7. 31現在

番号	提訴日	原告自治体	被告	発注年度	請求金額	その後の経過等
1	06. 11. 16	(滋賀県) 湖北広域行政事務 センター	三菱重工業ほか4社	96年度	6億 7770万円	08. 9. 25 大津地裁判決 (4億0910万円 =6%認容) 09. 6. 18 大阪高裁判決 (4億2164万円)確定
2	07. 1. 29	名古屋市(猪子石工場)	タクマ・三菱重工業	97年度	38億 8500万円	09. 9. 25 名古屋地裁判決 予定
		" (五条川工場)		98年度		
3	07. 3. 30	(愛知県)一宮市	JFEエンジニアリン グほか4社	94年度	16億 5000万円	
4	07. 7. 11	盛岡市	JFEエンジニアリン グ	94年度	18億 円	09. 6. 26 盛岡地裁判決 (9億6820万円認容) 双方控訴
5	07. 9. 20	(愛知県) 海部地区環境事務組合	三菱重工業	98年度	4億 5980万円	09. 8. 7 名古屋地裁判決 予定
6	07. 11. 8	(愛知県)新城市	三菱重工業	97年度	3億 000万円	09. 7. 10 名古屋地裁判決 (2億7900万円認容) 双方控訴
7	08. 2. 18	高知市	三菱重工業	98年度	30億 円	09. 7. 27高知地裁 で和解成立 (24億4532万円)
8	08. 2. 27	八王子市	JFEエンジニアリン グ	94年度	22億 7000万円	
9	08. 11. 21	札幌市	タクマ	97年度	36億 円	
10	09. 1. 26	苫小牧市	JFEエンジニアリン グ	96年度	18億 3829万円	
11	09. 3. 26	(新潟県)佐渡市	川崎重工業	95年度	6億 2150万円	
12	09. 4. 17	(愛知県)尾三衛生組合	三菱重工業	94年度	9億 0300万円	
13	09. 5. 18	(京都府)福知山市	三菱重工業	97年度	4億 4625万円	
14	09. 6. 17	(山形県) 西村山広域行政組合	日立造船	98年度	8億 3900万円	
15	09. 6. 17	(山形県) 置賜広域行政事務組合	タクマ	96年度	19億 3000万円	
16	09. 6. 18	(埼玉県) 秩父広域市町村圏組合	日立造船ほか4社	94年度	14億 0900万円	

## 最近(01~07年度)のゴミ焼却炉 落札率ランキング

資料 3

	契約年度	自治体名	施設規模(t/d)	予定価格(千円)	契約金額(千円)	落札率(%)
1	16	田村広域行政組合(福島県)	40	1,767,000	1,766,900	100.0
2	17	肝属地区一般廃棄物処理組合(鹿児島県)	128	7,592,500	7,552,000	99.5
3	15	島田市・北榛原地区衛生消防組合(静岡県)	148	8,778,150	8,720,800	99.3
4	14	東京二十三区清掃一部事務組合(東京都)	600	26,380,000	26,190,000	99.3
5	13	名寄地区衛生施設事務組合(北海道)	20	1,495,238	1,475,000	98.6
6	18	那須地区広域行政事務組合(栃木県)	140	6,462,850	6,370,000	98.6
7	15	大野・勝山地区広域行政事務組合(福井県)	84	6,288,838	6,189,000	98.4
8	16	根室北部廃棄物処理広域連合(北海道)	62	4,015,000	3,938,000	98.1
9	14	佐倉市、酒々井町清掃組合(千葉県)	100	4,571,429	4,480,000	98.0
10	14	岸和田市貝塚市清掃施設組合(大阪府)	531	28,842,190	28,200,000	97.8
11	14	大空町(北海道)	6	375,000	366,000	97.6
12	19	松江市(島根県)	255	14,098,409	13,714,000	97.3
13	17	刈谷知立環境組合(愛知県)	291	12,302,631	11,910,000	96.8
14	16	佐野市(栃木県)	128	6,099,650	5,900,000	96.7
15	17	吹田市(大阪府)	480	21,199,000	20,470,000	96.6
16	16	東京二十三区清掃一部事務組合(東京都)	300	16,677,000	15,880,000	95.2
17	17	南濃衛生施設利用事務組合(岐阜県)	80	5,775,000	5,450,000	94.4
18	15	安芸広域市町村圏事務組合(高知県)	80	5,197,007	4,890,000	94.1
19	16	猪名川上流広域ごみ処理施設組合(兵庫県)	235	17,400,000	16,350,000	94.0
20	16	枚方市(大阪府)	240	5,923,462	5,500,000	92.9
21	18	相模原市(神奈川県)	525	19,500,000	18,089,000	92.8
22	19	山県市(岐阜県)	36	3,880,000	3,586,700	92.4
23	16	藤沢市(神奈川県)	150	15,079,580	13,817,100	91.6
24	15	北九州市(福岡県)	720	23,530,000	21,400,000	90.9
25	19	磐田市(静岡県)	224	10,350,000	9,370,000	90.5
26	14	那覇市・南風原町環境施設組合(沖縄県)	450	20,314,286	18,200,000	89.6
27	18	静岡市(静岡県)	500	18,710,000	16,600,000	88.7
28	18	伊賀南部環境衛生組合(三重県)	95	4,920,000	4,298,000	87.4
29	19	岳北広域行政組合(長野県)	35	2,050,000	1,785,951	87.1
30	14	県央県南広域環境組合(長崎県)	300	16,269,470	14,000,000	86.1
31	16	名古屋市(愛知県)	530	42,950,000	36,416,175	84.8
32	14	(財)宮崎県環境整備公社(宮崎県)	579	21,999,931	17,599,943	80.0
33	18	橋本周辺広域市町村圏組合(和歌山県)	101	5,658,000	4,510,000	79.7
34	17	さしま環境管理事務組合(茨城県)	206	10,658,550	7,797,000	73.2
35	17	益田地区広域市町村圏事務組合(島根県)	62	11,244,817	8,000,000	71.1
36	15	東京二十三区清掃一部事務組合(東京都)	500	21,457,000	15,019,895	70.0
37	18	八郎湖周辺清掃事務組合(秋田県)	60	3,829,740	2,680,000	70.0
38	18	延岡市(宮崎県)	218	8,318,667	5,800,000	69.7
39	17	袋井市森町広域行政組合(静岡県)	132	8,588,000	5,930,000	69.0
40	15	浜松市(静岡県)	36	2,857,143	1,930,000	67.5



41	16	北しりべし廃棄物処理広域連合(北海道)	197	7,040,000	4,627,000	65.7
42	19	川崎市(神奈川県)	450	19,998,000	12,770,000	63.9
43	17	浜松市(静岡県)	450	20,640,000	13,050,000	63.2
44	15	大阪市(大阪府)	400	9,328,356	5,740,000	61.5
45	19	日光市(栃木県)	135	6,548,400	3,960,000	60.5
46	17	竹富町(沖縄県)	0.8	44,450	26,880	60.5
47	18	上島町(愛媛県)	9	1,081,500	648,000	59.9
48	15	豊田市(愛知県)	405	17,663,200	10,420,000	59.0
49	15	釧路広域連合(北海道)	240	8,450,600	4,500,000	53.3
50	14	鹿児島市(鹿児島県)	530	19,916,000	10,581,000	53.1
51	15	郡上市(岐阜県)	75	4,980,000	2,435,000	48.9
52	12	(株)エコバレー歌志内(北海道)	256	—	—	—
53	17	福島市(福島県)	220	—	8,550,000	—
54	14	(財)茨城県環境保全事業団(茨城県)	145	5,800,000	—	—
55	15	(株)かずさクリーンシステム(千葉県)	250	—	11,900,000	—
56	14	田原市(愛知県)	60	—	—	—
57	15	城南衛生管理組合(京都府)	240	—	5,802,000	—
58	16	広陵町(奈良県)	35	—	4,048,000	—
59	18	岩出市(和歌山県)	60	—	3,975,000	—
60	13	倉敷市(岡山県)	555	—	—	—
61	16	有明広域行政事務組合(熊本県)	50	—	2,780,000	—

## 最近(01~07年度)のゴミ焼却炉 建設単価ランキング

## 資料 4

	契約年度	自治体名	施設規模(t/d)	予定価格(千円)	契約金額(千円)	落札率(%)	契約金額/t(千円)
1	19	山口市(岐阜県)	36	3,880,000	3,586,700	92.4	99,631
2	16	藤沢市(神奈川県)	150	15,079,580	13,817,100	91.6	92,114
3	13	名寄地区衛生施設事務組合(北海道)	20	1,495,238	1,475,000	98.6	73,750
4	15	大野・勝山地区広域行政事務組合(福井県)	84	6,288,838	6,189,000	98.4	73,679
5	18	上島町(愛媛県)	9	1,081,500	648,000	59.9	72,000
6	16	猪名川上流広域ごみ処理施設組合(兵庫県)	235	17,400,000	16,350,000	94.0	69,574
7	16	名古屋市(愛知県)	530	42,950,000	36,416,175	84.8	68,710
8	17	南濃衛生施設利用事務組合(岐阜県)	80	5,775,000	5,450,000	94.4	68,125
9	18	岩出市(和歌山県)	60	—	3,975,000	—	66,250
10	16	根室北部廃棄物処理広域連合(北海道)	62	4,015,000	3,938,000	98.1	63,516
11	15	安芸広域市町村圏事務組合(高知県)	80	5,197,007	4,890,000	94.1	61,125
12	14	大空町(北海道)	6	375,000	366,000	97.6	61,000
13	17	肝属地区一般廃棄物処理組合(鹿児島県)	128	7,592,500	7,552,000	99.5	59,000
14	15	島田市・北榛原地区衛生消防組合(静岡県)	148	8,778,150	8,720,800	99.3	58,924
15	16	有明広域行政事務組合(熊本県)	50	—	2,780,000	—	55,600
16	19	松江市(島根県)	255	14,098,409	13,714,000	97.3	53,780
17	15	浜松市(静岡県)	36	2,857,143	1,930,000	67.5	53,611
18	14	岸和田市貝塚市清掃施設組合(大阪府)	531	28,842,190	28,200,000	97.8	53,107
19	16	東京二十三区清掃一部事務組合(東京都)	300	16,677,000	15,880,000	95.2	52,933
20	19	岳北広域行政組合(長野県)	35	2,050,000	1,785,951	87.1	51,027
21	15	(株)かずさクリーンシステム(千葉県)	250	—	11,900,000	—	47,600
22	14	県央県南広域環境組合(長崎県)	300	16,269,470	14,000,000	86.1	46,667
23	16	佐野市(栃木県)	128	6,099,650	5,900,000	96.7	46,094
24	18	那須地区広域行政事務組合(栃木県)	140	6,462,850	6,370,000	98.6	45,500
25	18	伊賀南部環境衛生組合(三重県)	95	4,920,000	4,298,000	87.4	45,242
26	17	袋井市森町広域行政組合(静岡県)	132	8,588,000	5,930,000	69.0	44,924
27	14	佐倉市・酒々井町清掃組合(千葉県)	100	4,571,429	4,480,000	98.0	44,800
28	18	八郎湖周辺清掃事務組合(秋田県)	60	3,829,740	2,680,000	70.0	44,667
29	18	橋本周辺広域市町村圏組合(和歌山県)	101	5,658,000	4,510,000	79.7	44,653
30	16	田村広域行政組合(福島県)	40	1,767,000	1,766,900	100.0	44,173
31	14	東京二十三区清掃一部事務組合(東京都)	600	26,380,000	26,190,000	99.3	43,650
32	17	吹田市(大阪府)	480	21,199,000	20,470,000	96.6	42,646
33	19	磐田市(静岡県)	224	10,350,000	9,370,000	90.5	41,830
34	17	刈谷知立環境組合(愛知県)	291	12,302,631	11,910,000	96.8	40,928
35	14	那覇市・南風原町環境施設組合(沖縄県)	450	20,314,286	18,200,000	89.6	40,444
36	17	福島市(福島県)	220	—	8,550,000	—	38,864
37	17	さしま環境管理事務組合(茨城県)	206	10,658,550	7,797,000	73.2	37,850
38	18	相模原市(神奈川県)	525	19,500,000	18,089,000	92.8	34,455
39	17	竹富町(沖縄県)	0.8	44,450	26,880	60.5	33,600
40	18	静岡市(静岡県)	500	18,710,000	16,600,000	88.7	33,200

41	15	郡上市(岐阜県)	75	4,980,000	2,435,000	48.9	32,467
42	14	(財)宮崎県環境整備公社(宮崎県)	579	21,999,931	17,599,943	80.0	30,397
43	15	東京二十三区清掃一部事務組合(東京都)	500	21,457,000	15,019,895	70.0	30,040
44	15	北九州市(福岡県)	720	23,530,000	21,400,000	90.9	29,722
45	19	日光市(栃木県)	135	6,548,400	3,960,000	60.5	29,333
46	17	浜松市(静岡県)	450	20,640,000	13,050,000	63.2	29,000
47	19	川崎市(神奈川県)	450	19,998,000	12,770,000	63.9	28,378
48	18	延岡市(宮崎県)	218	8,318,667	5,800,000	69.7	26,606
49	15	豊田市(愛知県)	405	17,663,200	10,420,000	59.0	25,728
50	15	城南衛生管理組合(京都府)	240	—	5,802,000	—	24,175
51	16	北しりべし廃棄物処理広域連合(北海道)	197	7,040,000	4,627,000	65.7	23,487
52	16	枚方市(大阪府)	240	5,923,462	5,500,000	92.9	22,917
53	14	鹿児島市(鹿児島県)	530	19,916,000	10,581,000	53.1	19,964
54	15	釧路広域連合(北海道)	240	8,450,600	4,500,000	53.3	18,750
55	15	大阪市(大阪府)	400	9,328,356	5,740,000	61.5	14,350
56	12	(株)エコバレー歌志内(北海道)	256	—	—	—	—
57	14	(財)茨城県環境保全事業団(茨城県)	145	5,800,000	—	—	—
58	14	田原市(愛知県)	60	—	—	—	—
59	13	倉敷市(岡山県)	555	—	—	—	—
60	17	益田地区広域市町村圏事務組合(島根県)	62	11,244,817	8,000,000	71.1	—
61	16	広陵町(奈良県)	35	—	4,048,000	—	—